

告示

埼玉県選管告示第六十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、久喜市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

令和六年十一月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	收容人員
久喜市桜田コミュニティセンター	埼玉県久喜市桜田三丁目二番地一	久喜市長	集会室 二百人 会議室 1 七十人 会議室 2 七十人 会議室 3 三十六人 会議室 4 三十人 和室 十人 スタジオ 三十人